

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度初めの教員会議で、本校の「いじめの定義」について説明を行なった。	年度当初だけでなく、必要に応じて教員会議等で説明する。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的な会議（年6回開催）に加え、事案が発生した状況に応じて開催した。	定期的な開催も含め、年8回開催した。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	FD/SD研修会において、学務総括参事による講演として研修を行った。	学生支援担当教職員研修の動画を利用した学内研修を実施した。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において「学校いじめ防止対策委員会」が行う職務内容を定めており、学校HPへ掲載して周知した。	引き続き周知を行う。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初の「学校いじめ防止対策委員会」にて「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへの掲載して周知した。	引き続き周知を行う。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において対応フロー図を定め、教員会議等で教職員に対して対応の呼びかけをした。	引き続き情報提供を周知する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」に重大事態の定義や役割が明記されており、教員会議および学校HPで周知されている。	引き続き周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsを活用して学生の実態を即座に把握し、必要な場合は関係教職員でチーム支援ができるような体制を構築している。	引き続き周知を行う。	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	文部科学省のガイドライン、高専機構のいじめ防止等対策ポリシーおよびガイドラインの改正に則り、令和7年度計画の改正を行った。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するためのアンケートを年4回実施し、委員会内で報告を行った。	引き続きアンケートの実施及び情報共有を行う。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において、スクールカウンセラー等の役割を明確にしている。スクールカウンセラーの得た情報は必要に応じて共有できる体制を構築している。	引き続き、より充実した体制の構築を図っていく。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学年を対象に「いじめ防止教室」を実施し、理解度を確認するアンケートを行った。	引き続き「いじめ防止教室」の実施を行う。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめを把握するためのアンケートにいじめの定義に関する質問を含めている。また、「いじめ防止教室」実施後に、理解度を確認するアンケートを行った。	引き続き「いじめ防止教室」の実施を行う。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会を中心に「学生会いじめ防止対策委員会」を設置し、学生の主体的な取組を推進している。	引き続き主体的な取組について学生会への働きかけを行う。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへ掲載し、保護者への周知を行った。	引き続き周知を行う。	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携して「学校いじめ防止対策委員会」で検討した学内対応の内容を、関係学生およびその保護者に対して伝えることを徹底した。	引き続き対応を徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	次年度構築するため、外部機関に協力を依頼する等し、関係の構築を図った。	次年度に向けた外部有識者との話し合いを検討中である。	令和8年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	「学校いじめ防止等基本計画」にも明記し、地元警察と情報共有・連携するようにしている。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正する。	—